

II その他

Ⅱ その他

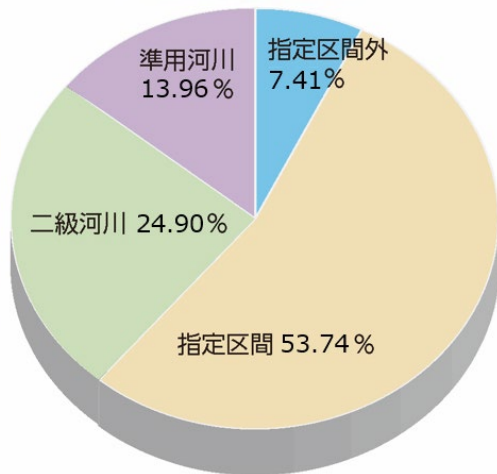
日本の河川概要

全国河川の内訳(令和7年4月30日現在)

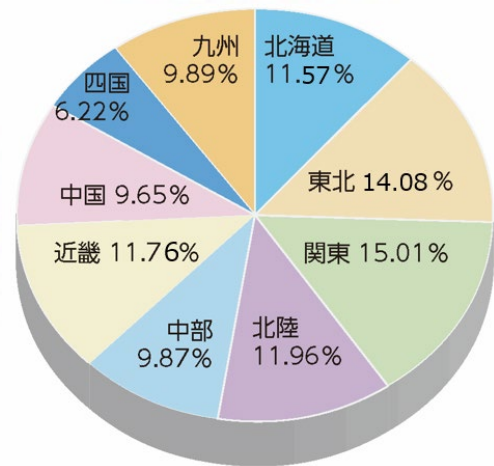
河川管理上の区別

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系 (109水系) 国土安全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。		一級河川 (14,089河川) 準用河川 (赤実線) 大臣管理区間 (青実線) 普通河川 (赤点線) 指定区間 (青点線)	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系 (2,710水系) 一級水系以外の水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。		二級河川 (7,090河川) 準用河川 (赤実線) 普通河川 (赤点線)	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系 一級水系、二級水系以外の水系です。		準用河川 (赤実線) 普通河川 (赤点線)	市町村長 地方公共団体

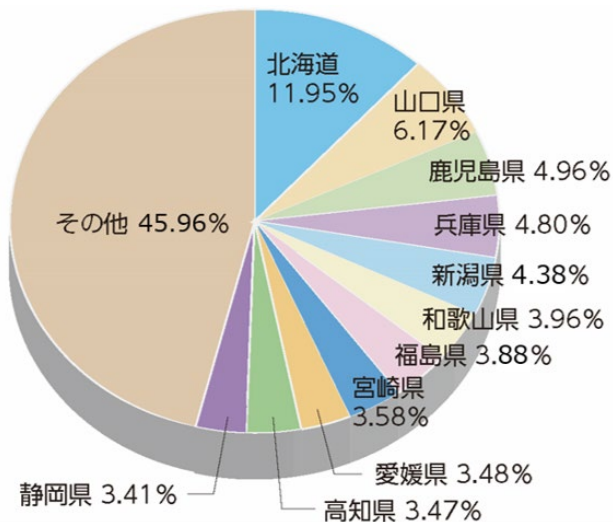
法河川指定延長



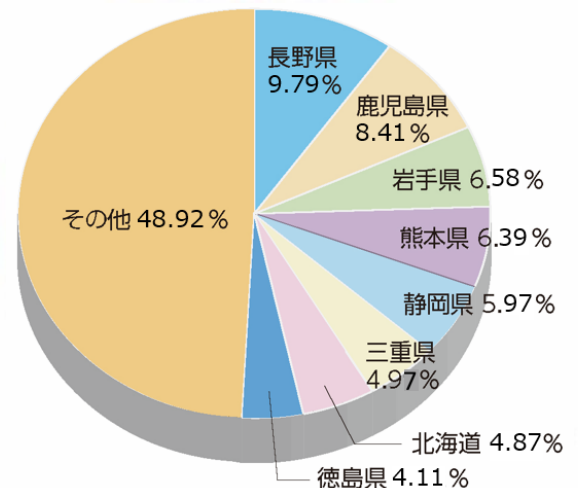
地方整備局等別一級河川延長



都道府県別二級河川延長



都道府県別準用河川延長



II その他

川のことば・基礎知識

治水

読んで字のとおり「水を治める」ですが、特に川の氾濫を防止すること・その工事の意味で使われます。水は人が生きるためには欠かせません。古代文明の多くが川の流域から生まれた理由もここににあります。しかし、川は生命の母であると同時に洪水により家屋や多くの人命を奪う存在でもありました。このような洪水被害を最小限に食い止めるために人類は川の水を上手に治めるための工夫「治水」を行ってきました。

河川一般

流域（りゅういき）

降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域をさします。

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらに関連する湖沼を総称してこう呼ばれます。

放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し直接海または、他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。

本川（ほんせん）

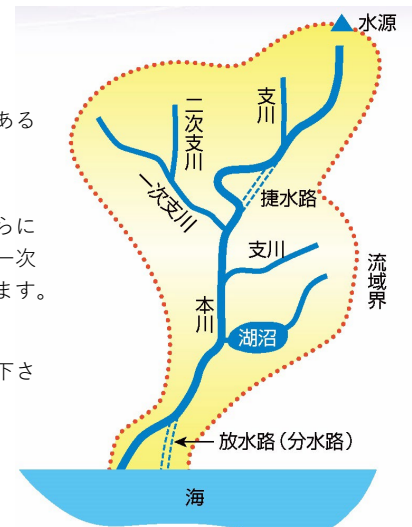
流量・長さなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川のことを呼びます。

支川（しせん）

本川に合流する河川のことをいいます。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」と呼びます。

捷水路（しょうすいろ）

河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路です。



樋管



樋門



水門

霞堤（かすみてい）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防です。平常時には堤内地からの排水が簡単にでき、また上流で堤内地に氾濫した水を開口部よりすみやかに戻し、被害の拡大を防ぎます。

二線堤（にせんてい）

万一一本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防です。

樋門・樋管・水門

（ひもん・ひかん・すいもん）

堤内地の雨水や水田の水などが水路を流れて大きな川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように、「樋門・樋管・水門」が設けられます。



排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に市街地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設です。

堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために設けられる施設です。河川を横断して水位を調節します。

輪中堤（わじゅうてい）

ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防です。木曾三川下流の濃尾平野の輪中が有名です。

越流堤（えつりゅうてい）

洪水調整の目的で、堤防の一部を低くした堤防です。増水した河川の水の一部を調節池などに流し込むことで水害を抑制します。

遊水地・調節池

（ゆうすいち・ちょうせつち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を少なくするための区域を、「遊水地」または「調節池」と呼びます。

水制（すいせい）

河川の水による侵食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設です。形状は様々なものがあります。

II その他

川のことば・基礎知識

水位の知識とチェック方法

水防活動や防災対策の実施にも活用される河川の水位表示とその見方

「水位」とは一定の基準面から計測した川の水面の高さを表わしたもので、水量が増加すれば、水位は高くなってきます。河川の水位は、複数の場所に設置された水位観測所で、平常時から観測されています。

水位の見方

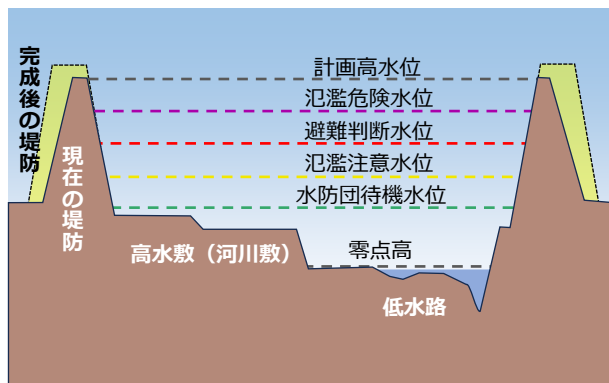
右図は一級河川の水位観測所のひとつの地点を表わしたものです。この図を参考に、実際の水位の表し方を見てみましょう。

河川の水位は、観測場所ごとに決めた基準点 [= 零点 (ぜろてん)] からの高さで表し、この基準点から1.0m低ければ-1.0m、逆に1.0m高ければ1.0mと表現します。

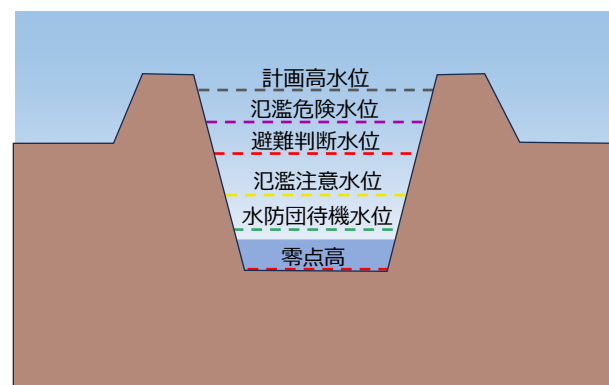
また、水位はその高さによって、いくつかの基準水位が定められており、その水位を越えた段階での対応が決められています。

いざというときのためにも、住んでいるところの近くの水位観測所の基準水位を調べておくといよいでしょう。

ある水位観測所の場合



洪水予報河川



水位周知河川

水位に関する用語の解説

① 計画高水位 (=H.W.L)

河川の計画を立てる時の基本となる水位です。川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位です。

② 氾濫危険水位

洪水により堤防の決壊等による災害や浸水被害のおそれがある水位。氾濫危険水位に達した場合には、水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々へ氾濫危険情報を発表します。

この情報は市区町村長が避難指示を発令する目安となります。

③ 避難判断水位

市区町村長が高齢者等避難を発令する目安となる水位です。

④ 氾濫注意水位

洪水に際し、水防活動の目安となる水位。氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがある場合、水防団による堤防の巡視など、水防活動を行います。

⑤ 水防団待機水位

洪水に際して、水防活動の準備を行う目安となる水位。水防団待機水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行います。

⑥ 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じる恐れがある河川で水位等の予測を行い氾濫警戒情報（洪水警報）等の情報を出す河川です。

⑦ 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、主要な中小河川で氾濫危険水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川です。

■天気予報のチェックポイント

天気予報で“河川流域の大雨・洪水”情報を得る

Point 1 気象庁が発表する地域と河川流域の位置関係

気象庁が発表する天気予報や注意報・警報は、主に「○○県で△△mmの雨が降っています」「○○県南部に大雨・氾濫警戒情報（洪水警報）」と表現されます。河川の洪水への影響を知るためには、このように発表された場所が河川流域のどの場所に当たるかを確認しておく必要があります。

Point 2 累加雨量や降雨量予想

大きな流域を持つ河川への雨の影響を知るためには、「○○地点で（の雨量）時間△△mm」という1時間ごとの降雨量の発表とともに、「雨の降り始めから現在まで△△mm」という累加雨量や「今後、○○で△△mm以上の雨が降ることが予想されます」という降雨量予想の発表にも注意することが大切です。

Point 3 氾濫注意情報（洪水注意報）と氾濫警戒情報（洪水警報）

気象庁と国土交通省または都道府県は、共同で洪水のおそれがあると認められるときは、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）を発表します。大雨が降ったときには、テレビ、ラジオなどで報じられるこれらの発表にも注意しましょう。

災害のおこる恐れがある場合	注意報
重大な災害のおこる恐れがある場合	警報

Ⅱ その他

法改正の経緯

河川法の改正(これまでの経緯)

平成9年の河川法の改正

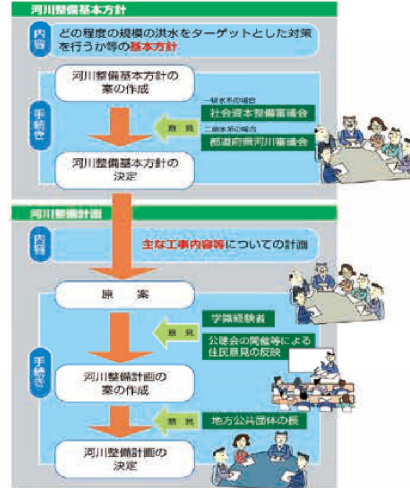
豊かで美しい河川環境の整備と保全

河川法の目的として治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」を位置付け。



地域の意見を反映した河川整備を推進

河川整備の計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入。



新しい河川法は、平成9年6月に改正され、同年12月に施行された。

改正時期	改正の内容			
	目的規定関係	治水・河川管理関係	水利使用関係	その他
1972年 (昭和47年)		● 準用河川の指定対象の拡充	● 流況調整河川制度の創設	● 一級河川の指定を「政令」ではなく「告示」による指定へ
1987年 (昭和62年)		● 市町村長の権限代行による工事等の制度の創設		
1991年 (平成3年)		● 高規格堤防特別区域制度の創設		
1995年 (平成7年)		● 河川立体区域制度の創設		● 簡易代執行制度の創設
1997年 (平成9年)	● 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加	● 河川整備基本方針・河川整備計画からなる計画制度への移行 ● 樹林帯制度の創設 ● 河川の維持管理に係る原因者施行・原因者負担制度の創設	● 異常湧水時における円滑な水利使用の調整を実施するための制度の創設	● 簡易代執行制度の拡充
2000年 (平成12年)		● 政令指定都市の長が、原則として、都道府県知事と同様の河川管理ができるよう措置 ● 市町村長が河川工事等を一級河川の直轄管理区間においてもできるよう措置		
2013年 (平成25年)	● 目的規定等において「津波」への対応を明記	● 河川管理施設等に係る維持修繕基準の創設 ● 河川協力団体制度の創設等	● 従属発電に係る水利使用について登録制度の創設	● 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力等
2017年 (平成29年)		● 国土交通大臣による権限代行制度の創設		
2021年 (令和3年)		● 国土交通大臣による権限代行制度の拡充 ● 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設		

II その他

法改正の経緯

水防法の改正(これまでの経緯)

改正時期	施策の方向性	①現地での水防活動	②洪水予報等の発信	③氾濫情報の発信	④避難確保・浸水防止
1949年 (水防法制定) (昭和24年)	◆ 地先の水防	◆ 水防の責任の明確化(市町村に第一義的責任) ◆ 水防団の設置 ◆ 巡視等現地の水防活動を規定			
1955年 (昭和30年)	◆ 地先から河川全体へ ◆ 河川情報の発信へ		◆ 洪水予報を新設(国管理河川) ◆ 水防警報を新設(国及び都道府県管理河川)		
2001年 (平成13年)	◆ 河川情報発信の拡大 ◆ 河川から流域へ		◆ 洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大	◆ 浸水想定区域の指定を新設(洪水予報河川)	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> 浸水想定区域内の市町村地域防災計画 ◆ 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 ◆ 地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 </div>
2005年 (平成17年)	◆ 河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆ 氾濫情報発信の強化 ◆ 避難対策の強化	◆ 水防協力団体制度を新設	◆ 中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知河川) ◆ 大河川における氾濫水の予報を新設	◆ 浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大	◆ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 ◆ 浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定 ◆ ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 (平成23年)	◆ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	◆ 水防団員の安全確保を規定 ◆ 特定緊急水防活動の制度を新設			
2013年 (平成25年)	◆ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	◆ 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力を規定 ◆ 水防協力団体の指定対象の拡大	◆ 洪水予報等の関係市町村への通知を想定		◆ 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等における洪水時の避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 (平成27年)	◆ 想定し得る最大規模の外力に対する避難確保・被害軽減 ◆ 情報発信の対象に雨水出水・高潮を追加	◆ 水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力を規定	◆ 下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知下水道、水位周知海岸)	◆ 洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 ◆ 想定最大規模の雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域を新設	◆ 市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設または建設中の施設を含むことを規定 ◆ 地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定(努力義務)
2017年 (平成29年)	◆ 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現	◆ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 ◆ 浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設	◆ 流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設	◆ 流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設 ◆ 市町村長による浸水実績等の把握・周知の制度を創設	◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化
2021年 (令和3年)	◆ 流域治水の推進(水害リスク情報空白域の解消、要配慮者利用施設に係る避難の実効性確保)			◆ 洪水、雨水出水、高潮に係る浸水想定区域の指定対象を住宅等の防護対象がある全ての河川流域、下水道、海岸に拡大	◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の結果に対する市町村長の助言・勧告制度を創設
2023年 (令和5年)	◆ 都道府県が行う洪水予報の高度化		◆ 国から都道府県に対し、都道府県管理河川の水位予測情報を提供する制度を創設		
2025年 (令和7年)	◆ 観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化		◆ 国土交通大臣等が共同して行う高潮の予報及び警報の創設 ◆ 河川管理者等による氾濫等の通報制度の創設		

II その他

河川イベント情報

河川行事概要

1 2 3 4 • • • 9 10 11 •

5

水防月間

5月1日～5月31日

(北海道においては6月1日～6月30日)

国民に水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止または軽減に資することを目的とします。



総合治水推進週間

5月15日～5月21日

総合治水対策の意義、重要性に対する流域住民の理解と協力を求める働きかけを、全国的に協力を展開する事により、総合治水対策のより一層の推進を図ることを目的とします。



6

土砂災害防止月間

6月1日～6月30日

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状をかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を協力を推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とします。



がけ崩れ防災週間

6月1日～6月7日

土砂災害防止月間中の6月1日～6月7日までの1週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施します。

7

河川愛護月間

7月1日～7月31日

身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とします。



海岸愛護月間

7月1日～7月31日

気軽に海にふれあえる快適な潤いのある海岸を整備することによって、その適切な利用に資するとともに、広く国民に海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とします。



森と湖に親しむ旬間

7月21日～7月31日

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とします。(林野庁、都道府県、市町村と共催)



7月7日は「川の日」です

8

水の日・水の週間

8月1日 8月1日～8月7日

年間を通じて水の使用量が多く、水についての関心が高まる時期である8月1日を「水の日」(水循環基本法)8月1日～7日を「水の週間」として、水に関する様々な啓発行事を実施し、健全な水循環の重要性について広く国民の理解・関心を深めることを目的とします。



12

雪崩防災週間

12月1日～12月7日

我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場の利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とします。





河川事業概要

2026